

## 予防接種に保護者が同伴できない場合の委任状について

予防接種の実施については、予防接種の効果や副反応及び予防接種健康被害救済制度について理解し、接種後の体調の異常に気づき適切な対処をするため、保護者が同伴するのが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族(祖父母等)などが同伴し、予防接種を受けることも可能です。ただし、その場合、保護者の委任状が必要となります。

保護者以外の方が同伴する場合は、保護者がこの委任状に記入し、予診票と一緒に医療機関に提出してください。

### 予防接種委任状

私は、下記の同伴者に、当該児(お子さんの氏名) \_\_\_\_\_  
の本日の予防接種についての一切を委任します。

令和 年 月 日

(保護者・自署)

住所 加美町 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

(同伴者)

※保護者と住所が同一の場合省略可

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

被接種者との関係(続柄) 祖父 祖母 その他( ) \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_